

指名停止の状況

業者名 (本店所在地)	指名停止の期間	要領適用条項	指名停止の理由
徳倉建設株式会社 (名古屋市中区)	令和2年8月21日から 令和2年9月20日まで (1か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」 ・第2条第1項 ・別表第1第5号	<p>「平成30年度高速5号万場線床版等修繕工事(黄金工区)」において、令和2年7月17日(金)15時05分、吊足場解体の準備作業を行っていたところ、ラチェット(使用工具:重さ440g)を吊足場(高さ12m)から落として、駐車場に停めてあった一般車両のフロントガラスを破損(50cm×50cm)させた。</p> <p>今回の事故は、①当日の作業が早期に完了したことから、受注者(徳倉建設(株))が当日の作業計画書に記載された範囲外で作業(吊足場を解体する準備作業)を一次下請業者(東海塗装(株)名古屋支店)に行わせたこと、②一次下請業者が、受注者から指示を受けた範囲を超え、立入禁止措置がされていない駐車場上の範囲で、作業を行ったこと、③受注者と一次下請業者は、作業前に作業員の使用工具のストラップの装着を確認していたが、取付部の劣化状況までの確認を怠ったことから、安全管理措置が不十分であったと認められる。</p> <p>以上のことから、本件は公社有資格業者である受注者及び一次下請業者の安全管理の措置が「不適切」であった。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、公社の入札参加資格を有する徳倉建設(株)及び東海塗装(株)名古屋支店に対し指名停止を行う。</p>
東海塗装株式会社 名古屋支店 (東京都)			